

# 足場からの墜落防止措置が強化されます

## 改正のあらまし

### ① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

(安衛則第561条の2)

### ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

(安衛則第567条第1項、同条第2項柱書、第568条、第655条第1項第2号)

### ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

(安衛則第567条第3項第1号、第655条第2項第1号)

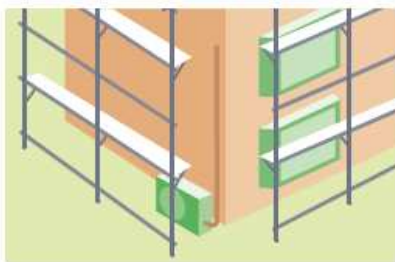
## 1 一側足場の使用範囲が明確化されます (令和6年4月1日施行)

### ・規則制定の趣旨と内容

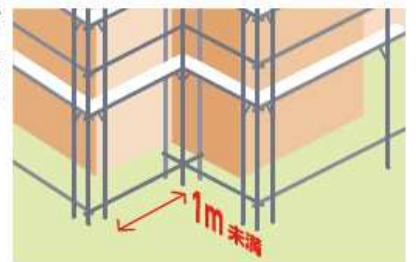
主に狭あいな場所で使用される一側足場は、安衛則に定める手すりの設置等の措置が適用されないところ、令和元年から令和3年の間における足場からの墜落・転落による死亡災害の1割以上を一側足場が占めていたことから、今般、本足場を設置するために十分な幅がある場所、すなわち、**幅が1メートル以上の場所**については**本足場の使用が義務付け**られます。

ただし、つり足場の場合や、以下のような障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難な場合は、この限りではありません。

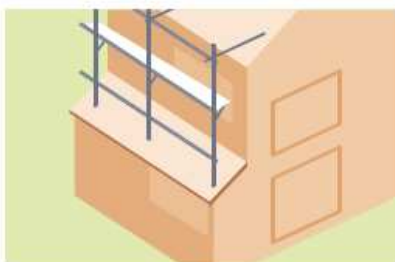
・足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



・建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



・屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



・本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔\*が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



「幅が1メートル以上の場所」について、その一部が公道、使用許可が得られない、その他注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外で1メートル以上に出来ない場合は対象外です。

## 2 足場の点検等には点検者の指名が必要になります

(令和5年10月1日施行)

### ・規則改正の内容

足場(つり足場を含む)における作業を行う場合に、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場用墜落防止設備の取り外し及び脱落の有無を点検する場合、事業者又は注文者について、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行う場合以上に該当する場合に、**足場の点検者の指名が必要となります。**

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第 88 条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者



等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録保存が必要になります

(令和5年10月1日施行)

### ・規則改正の内容

上記 2 に定める点検を行った場合は、**足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、当該点検の結果などに加え、点検者の氏名の記録が追加されます。**

参考: 労働安全衛生規則第561条の2(新設)

事業者は、幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、この限りではない。